（その１）



収　支　報　告　書

令和　7　年分
（令和　　年　　月　　日　開催分）

1　政治団体の名称

（ふりがな）はしもとただかい

橋本ただかいを育てる会

2　主たる事務所の所在地

奈良県大和高田市市場104-11

3　代表者の氏名

土橋雅云

4　会計責任者の氏名

山邊敏治

〔事務担当者〕

	氏名	電話番号
1人目	橋本晴香	080 3030 8704
2人目		
3人目		

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
- ☑ 無

〔公職の種類〕

（現職・候補者等）

選挙区

〔資金管理団体の届出をした者の氏名〕

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

〔公職の候補者の氏名等〕

1人目		☐ 衆議院議員（現職・候補者等）
		☐ 参議院議員（現職・候補者等）
2人目		☐ 衆議院議員（現職・候補者等）
		☐ 参議院議員（現職・候補者等）
3人目		☐ 衆議院議員（現職・候補者等）
		☐ 参議院議員（現職・候補者等）

資金管理団体の指定の期間

令和	年	月	日から	
令和	年	月	日まで	
（複数の期間がある場合2つ目以降の期間）※				
令和	年	月	日から	
令和	年	月	日まで	

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定又は取消をした場合のみ記入。

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和	年	月	日から	
令和	年	月	日まで	
（複数の期間がある場合2つ目以降の期間）※				
令和	年	月	日から	
令和	年	月	日まで	

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定又は取消をした場合のみ記入。

（その２）

収　　支　　の　　状　　況

１　収支の総括表

		十億	百万	千	円
収入総額					0
	前年からの繰越額				0
	本年の収入額　2　収入項目別金額の内訳（1）～（6）の計 ※その2～その6				0
支出総額　3　支出項目別金額の内訳の計 ※その13					0
翌年への繰越額　収入総額－支出総額					0

２　収入項目別金額の内訳

（1）個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額				0
員数（党費又は会費を納入した人の数）				人

| （2）寄附 | | | | |

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価格が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通預金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

□　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

□　4　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）　※解散年の収支報告書への添付は不要

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8　年　1　月　1　日

政治団体の名称　橋本ヒロシを育てる会

会計責任者の氏名　山邊敏治

（代表者の氏名は、解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること。）

代表者の氏名　工藤雅之

（備考）

1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記入すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。